

管理職員の深夜手当の改善

今年の人事院勧告で方向性が

(管理職員特別勤務手当)

地方の管理職員を含め、職員によっては、緊急対応等で深夜に及ぶ超過勤務を相当程度行う実態



平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯（現行は0時～5時）の拡大や支給要件の明確化

- ▶ 深夜に及ぶ超過勤務を行っている管理職員に勤務実態に応じた処遇を確保

『給与制度のアップデート』 から掲載

2月2日参与会の資料から

災害時などは、部下が超過勤務手当が支給されるのに、24時以降の『深夜手当』か土日の『管理職特勤』の支給だけです。
管理職ユニオンは、手当の改善も求めて要求していますが、今年の人事院勧告で深夜手当の支給時間帯の見直しが出るようです。
人事院の参与会の資料から

国土交通省管理職ユニオン
中央本部(2024.2)